

平成 20 年 12 月 16 日  
木曾町告示第 140 号

## 木曾町新エネルギー普及促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この告示は、新エネルギーの活用による地球温暖化防止と自然環境の保全のため、新エネルギー設備を設置する者に対し、一定の補助金を交付することについて、木曾町補助金等交付規則（平成 17 年規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付対象設備)

第 2 条 補助金の交付対象となる新エネルギー設備（以下「対象設備」という。）は、次のとおりとする。

対象設備	規 格 等	要 件
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値はキロワット表示とし、小数点以下 2 位未満の端数は、四捨五入とする。以下同じ。）が 5 キロワット未満の太陽光発電システム	(1) 未使用品であること。 (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの。

### (交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有し、自ら居住する町内の住宅（当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象設備を設置しようとする者又は自ら居住するため、対象設備を設置した住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする者で、補助金の交付申請をした年度内に対象設備の設置及び前条表中(2)に規定する契約の締結を完了できる者とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電に係る経費（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線、配線器具、取付施工料）	太陽電池モジュールの最大出力（小数点以下2位未満の端数は、四捨五入とする）1キロワット当たり3万円を乗じた額	15万円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、木曽町新エネルギー普及促進事業補助金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）対象設備の設置費用の内訳が明記されている書類
- （2）対象設備の設置(予定)個所の位置図
- （3）対象設備の設置(予定)個所の現況写真
- （4）その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知書）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対して、木曽町新エネルギー普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項に規定する通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止するときは、木曽町新エネルギー普及促進事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第8条 町長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更等の承認の可否を決定し、木曽町新エネルギー普及促進事業補助金変更交付・中止・廃止決定書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、対象設備の設置工事が完了したときは、速やかに木曽町新エネルギー普及促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る経費の領収が確認できる書類
- (2) 対象設備の設置状況を示す写真及び図面
- (3) 補助対象者の住民票
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) 竣工検査の試験記録書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、木曽町新エネルギー普及促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、木曽町新エネルギー普及促進事業補助金請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成21年 4月 1日から施行する。